

ひとり親家庭等の習い事支援事業

ひとり親家庭や低所得の子育て世帯のお子さんが

習い事を通して、興味・関心を広げられるよう、習い事にかかる費用を助成します。

対象者

小学4年生～6年生までのお子さんを
養育されている以下のいずれかの世帯

- ・児童扶養手当受給世帯
- ・ひとり親家庭等医療費助成受給世帯
- ・住民税非課税世帯

対象の習い事

スポーツや文化的な習い事

(入会金、月謝、大会参加費用、ユニフォーム代、
教材費等習い事をするために必要な経費)

※国語・算数・理科・社会・英語等の
学習塾は対象外です。

助成額

当該年度の4月1日時点の状況で、上限額を判断します。

※年度途中で、全部支給停止や資格喪失となったら、その月以降は補助対象外となります。

児童扶養手当全部支給相当所得者 … 上限 **120,000円 / 年**

児童扶養手当一部支給相当所得者 … 上限 **60,000円 / 年**

申請について

以下の①～④の書類を下記の申請時期に子育て支援課
までご提出ください。

①申請書兼請求書

②習い事にかかった費用の領収書

(「児童名」、「支払日」、「習い事の内容」が確認できる場合は月謝袋等も可)

③支払証明書

※上記②がない又は上記②だけでは習い事の費用であることが確認できない場合

④希望振込口座の情報が分かるものの写し

(「銀行名」、「支店名」、「口座番号」、「口座名義」の分かるもの)

申請書等様式は

子育て支援課 または
町 HP からダウンロードできます。



HPはこちら

【申請時期】

申請対象月	申請月
4～10月分	11月中
11～3月分	3月中

左記表の申請月に各申請対象月分を
まとめてご申請ください。

【問い合わせ・提出先】

若狭町役場上中庁舎内 子育て支援課

電話:0770-62-2704



